

# 5

## 一括有期事業報告書(建設の事業)の書き方

- 平成27年度中に終了した一括有期対象事業(元請分)をもれなく記入し、32～33ページの「労災保険率適用事業細目」を参考に、「事業の種類」ごとに別葉としてください。
- 「事業の種類」を分けるにあたっては、「労災保険率適用事業細目表」(32～33ページ)を参考にしてください。
- 右記の記入例(9ページ)にならって、「一括有期事業総括表」の「事業開始時期」欄に記載された期間ごとに分けて記入し、それぞれの合計額(記入例では「小計」)も記入してください。その際、「平成27年3月31日以前のもの」については、「平成25年9月30日以前のもの」と「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間に分けて記入してください。
- 「㊟請負代金に加算する額」欄には、工事用の資材などを支給され、または機械器具等を貸与された場合には、支給された物の価額相当額または機械器具等の損料相当額を計上してください。
- 「㊤請負代金から控除する額」欄には、請負代金の額に告示された控除対象工事用物(業種番号36の機械装置のみ認められています。28ページを参照してください。)の価格が含まれている場合、控除対象工事用物の価額相当額を計上してください。
- 賃金で算定する工事は、右記の記入例(9ページ)にならって、「㊤請負代金の額」欄、「㊦請負金額」欄には該当する請負金額を、「㊢賃金総額」欄には該当する賃金総額を**かっこ書きで記入**してください。
- 請負金額は、平成27年4月1日以降に開始された工事については消費税を除いた額を、平成27年3月31日以前に開始された工事については消費税を含めた額を記入してください。
- 労務費率により保険料の算定基礎となる賃金総額を算出する場合、平成25年10月1日から平成27年3月31日までに開始した工事については、消費税率等に係る暫定措置が適用されます。  
そのため、一括有期事業報告書(建設の事業)の作成にあたり、上記3の「平成25年10月1日以降平成27年3月31日以前のもの」の期間の「㊦請負金額」欄の「計(小計)」については、右記の記入例(9ページ)にならって2段に分割し、上段については消費税相当額を含めた請負金額を、下段については上段の額に108分の105を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額)を記入してください。

### 【事業の開始時期ごとの消費税額の取扱いについて】

事業の開始時期により、取扱いが以下のように異なりますのでご注意ください。

事業の開始時期	請負金額	消費税率等に係る暫定措置
①工事開始日が平成25年9月30日以前のもの	消費税を含む	適用されない
②工事開始日が平成25年10月1日～平成27年3月31日までのもの	消費税を含む	適用される (請負金額に108分の105を乗じる)
③工事開始日が平成27年4月1日以降のもの	消費税を除く	適用されない

#### ○ 計算方法の例

- 事業の期間：平成25年9月1日～平成27年4月30日、請負金額8,610,000円(うち消費税額410,000円)、事業の種類が38の場合  
 $8,610,000 \text{円 (消費税込み)} \times 22\% \text{ (労務費率)} = 1,894,200 \text{円 (賃金総額)}$
- 事業の期間：平成26年12月1日～平成27年5月29日、請負金額5,400,000円(うち消費税額400,000円)、事業の種類が38の場合  
 $5,400,000 \text{円 (消費税込み)} \times 105 / 108 = 5,250,000 \text{円 (消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額)}$   
 $5,250,000 \text{円 (消費税率等に係る暫定措置適用後の請負金額)} \times 22\% \text{ (労務費率)} = 1,155,000 \text{円 (賃金総額)}$
- 事業の期間：平成27年4月10日～平成28年3月15日、請負金額23,760,000円(うち消費税額1,760,000円)、事業の種類が38の場合  
 $22,000,000 \text{円 (消費税抜き)} \times 23\% \text{ (労務費率)} = 5,060,000 \text{円 (賃金総額)}$

# 記入例

※平成27年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

様式第7号

開始時期が平成24年3月31日以前の工事の算入漏れ、区分誤りに注意してください。開始時の年度により保険料率が異なります

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

### 労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控 2 枚のうち 1 枚目

労働保険番号	府県 所管 管轄		基幹番号				枝番号				事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
	x	x	1	0	1	6	0	0	1	0				1	0	0	0		
〇〇ハイツ新築工事	〇〇市	〇〇〇-〇-〇	24年	3月	1日	から	27年	5月	1日	まで	94,500,000			94,500,000	21	19,845,000			
(平成24年3月31日以前工事開始分)	(小計)		年	月	日	から	年	月	日	まで						94,500,000	19,845,000		
××部新築工事	××市	××-×-×	27年	4月	1日	から	27年	9月	30日	まで	20,000,000			20,000,000	23	4,600,000			
△△部増築工事 他8件	△△市	△△-△-△	27年	5月	1日	から	28年	3月	15日	まで	35,000,000			35,000,000	23	8,050,000			
(平成27年4月1日以降工事開始分)	(小計)		年	月	日	から	年	月	日	まで						55,000,000	12,650,000		
事業の種類	35 建築事業 (仮設建築物設備工事業を除く)		計				149,500,000				149,500,000				32,495,000				

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

28年 6月 10日

平成27年4月1日以降に開始した工事については、請負金額から消費税額を除いた額を記入します。

郵便番号( XXX - XXXX )  
電話番号( XXX - XXX - XXXX )

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

株式会社 〇〇工務店  
代表取締役 〇〇 〇〇

氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名)

社会保険労働士記載欄

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示

氏名

電話番号

[注意]

① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したものと、同年4月1日以降に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。

② 社会保険労働士記載欄は、この報告書を社会保険労働士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係) (甲) [別紙]

工事件数が多い場合、2枚目以降は別紙をご使用ください。

平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の請負金額の小計欄については、上段は消費税額を含めた請負金額、下段は上段の額に108分の105を乗じて得た額を記入してください。

平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の賃金総額の小計欄については、上段は個々の賃金総額の合計額、下段は「③請負金額」の小計欄の下段の額(暫定措置適用後の額)に労務費率を乗じて得た額を記入してください。

賃金で算定した工事を含む場合、上段は賃金で算定した合計(小計)額をカッコ書きで、下段は請負金額による賃金総額の合計(小計)額、その下の欄外に上段と下段の合計(小計)額を記入してください。

500万円未満の工事。

賃金で算定した工事を含んでいる場合は、このようにカッコをしておいてください。

平成25年9月30日以前工事開始分の小計の額と平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分の小計の欄の下段の額の合算額を記入してください。

### 労働保険 一括有期事業報告書（建設の事業）

事業主控 2 枚のうち 2 枚目

労働保険番号	府県 所管 管轄		基幹番号				枝番号				事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳				② 労務費率	③ 賃金総額
	x	x	1	0	1	6	0	0	1	0				1	0	0	0		
市営住宅内装工事	〇〇市	〇-〇-〇	25年	9月	1日	から	27年	4月	30日	まで	8,610,000			8,610,000	22	1,894,200			
(平成25年9月30日以前工事開始分)	(小計)		年	月	日	から	年	月	日	まで						8,610,000	1,894,200		
〇〇部内装工事	〇〇市	〇-〇〇-〇〇	26年	12月	1日	から	27年	5月	29日	まで	5,400,000			5,400,000	22	1,188,000			
(平成25年10月1日～平成27年3月31日工事開始分)	(小計)		年	月	日	から	年	月	日	まで						5,250,000	1,155,000		
(平成27年3月31日以前工事開始分)	(小計)		年	月	日	から	年	月	日	まで						13860000	3049200		
××部内装工事	××市	××-××-×	27年	4月	1日	から	27年	5月	31日	まで	(6,000,000)			(6,000,000)	賃金で算定	(852,600)			
△△部内装工事 他10件	△△市	△△-△-△	27年	4月	10日	から	28年	3月	15日	まで	22,000,000			22,000,000	23	5,060,000			
(平成27年4月1日以降工事開始分)	(小計)		年	月	日	から	年	月	日	まで						(6,000,000)	(852,600)		
(平成27年4月1日以降工事開始分)	(小計)		年	月	日	から	年	月	日	まで						22,000,000	5,060,000		
事業の種類	38 仮設建築物設備工事業		計				(6,000,000) 36,010,000				(6,000,000) 36,010,000				計 5,912,600 8,994,800 8,916,500				

# 6

## 一括有期事業総括表の書き方・記入例

- 一括有期事業報告書に記入していただいた工事をとりまとめるのが総括表です。  
一括有期事業報告書から、総括表で分類してあります**事業の種類、事業開始時期**ごとに「一括有期事業報告書」の「請負金額」と「賃金総額」欄の金額を「一括有期事業総括表」の該当する箇所に転記してください。その額に、該当する労災保険率を乗じて**業種ごとの保険料額**を計算してください。
- 昨年度(平成27年度)にメリット制が適用されている事業場は、**昨年度送付している「労災保険率決定通知書」**により、保険料額を計算してください。  
なお、この場合一括されている各事業の開始時期における労災保険率(基準料率)と当該事業の終了した日の属する保険年度のメリット増減率を用いて算出した労災保険率(メリット料率)により労災保険料を算定します。  
**事業の開始時期によってメリット料率が異なる場合がありますので、P.29の「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を参照してください。**  
**1円未満の端数が出た場合は、切り捨ててください。**  
以上の計算を総括表で行って記入をし、保険料額の合計を、「概算・確定保険料・一般拠出金申告書」の⑩の(イ)(ロ)労災保険分確定保険料額欄に転記してください。

※平成27年度中に終了した元請工事がない場合は、報告書の提出は必要ありません。

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険  
一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	府 県 所 在 地 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 x x 1 0 1 6 0 0 1 0 1 0 0 0	事業主 2 枚のうち 1 枚目		
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳	② 賃金総額
			① 請負代金の額 ② 請負代金に 加算する額 ③ 請負代金から 控除する額 ④ 請負金額	⑤ 労務 費率 ⑥ 賃金総額
〇〇ハイツ新築工事	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	24年 3 月 1 日から 27年 5 月 1 日まで	94,500,000	94,500,000 21 19,845,000
(平成24年3月31日以前 工事留給分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで		94,500,000 19,845,000
××邸新築工事	××市 ××-×-×	27年 4 月 1 日から 27年 9 月 30 日まで	20,000,000	20,000,000 23 4,600,000
△△邸増築工事 他5件	△△市 △△-△-△	27年 5 月 1 日から 28年 3 月 15 日まで	35,000,000	35,000,000 23 8,050,000
(平成27年4月1日以降 工事留給分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで		55,000,000 12,650,000
事業の種類	35 建築事業 (施設建築物設備工事業も除く)	計	149,500,000	149,500,000 32,495,000

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

28 年 6 月 10 日

郵便番号( XXX - XXXX )  
電話番号( XXX - XXX - XXXX )

住所 〇〇市 〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社 〇〇工務店 記を押印又は印  
氏名 代表取締役 〇〇〇

(法人のときはその名称及び代表者の氏名)

平成 年 月 日	提出 代理人 氏 名	電話番号
事務 代理人 氏 名	電話番号	

① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業(工事)を開始したもの、同年4月1日以後に事業(工事)を開始したものとを別業とすること。  
② 社会保険労務士記載欄は、この報告書を社会保険労務士が作成した場合のみ記載すること。

様式第7号(第34条関係)(甲)(別紙)

労働保険番号	府 県 所 在 地 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号 x x 1 0 1 6 0 0 1 0 1 0 0 0	事業主 2 枚のうち 2 枚目		
事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	① 請負金額の内訳	② 賃金総額
			① 請負代金の額 ② 請負代金に 加算する額 ③ 請負代金から 控除する額 ④ 請負金額	⑤ 労務 費率 ⑥ 賃金総額
市営住宅内装工事	〇〇市 〇-〇-〇	25年 9 月 1 日から 27年 4 月 30 日まで	8,610,000	8,610,000 22 1,894,200
(平成25年9月30日以前 工事留給分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで		8,610,000 1,894,200
〇〇邸内装工事	〇〇市 〇〇〇-〇-〇	26年 12 月 1 日から 27年 5 月 29 日まで	5,400,000	5,400,000 22 1,185,000
(平成25年10月1日 ～平成27年3月31日以前 工事留給分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで		5,400,000 1,185,000
××邸内装工事	××市 ××-××-×	27年 4 月 1 日から 27年 5 月 31 日まで	(6,000,000)	(6,000,000) 賃金で算定 (852,600)
△△邸内装工事 他10件	△△市 △△-△-△	27年 4 月 10 日から 28年 3 月 15 日まで	22,000,000	22,000,000 23 5,060,000
(平成27年4月1日以降 工事留給分)	(小計)	年 月 日から 年 月 日まで		(6,000,000) (852,600) 22,000,000 5,060,000
事業の種類	35 施設建築物設備工事業	計	(6,000,000) 36,010,000	(6,000,000) 36,010,000 5,994,500 35,860,000 5,961,800

# 記入例

※平成27年度中に終了した元請工事がない場合は、総括表の提出は必要ありません。

別添様式

労働保険等

## 平成27年度一括有期事業総括表（建設の事業）

この3部は確定保険料申告の際に記載し、正、副を提出する。 **事業主控**

労働保険番号		府 県	所 掌	管 轄	基 幹 番 号		枝 番 号		一括有期事業報告書 2枚添付						
X X 1 0 1 6 0 0 1 0 1 0 0 0		X	X	1	0	1	6	0	0	1	0	1	0	0	0
業 種 番 号	事 業 の 種 類	事 業 開 始 時 期	請 負 金 額	労 務 費 率	賃 金 総 額	保 険 料 率		保 険 料 額							
						基準料率	メリット料率								
31	水力発電施設、ずい道等新設事業	平成24年3月31日以前のもの	円	19	千円	103	1000分の	円							
		平成27年3月31日以前のもの		18		89	1000分の								
32	道路新設事業	平成27年4月1日以降のもの		19		79									
		平成24年3月31日以前のもの		21		15									
33	舗装工事業	平成27年3月31日以前のもの		20		16									
		平成27年4月1日以降のもの		18		11									
34	鉄道又は軌道新設事業	平成24年3月31日以前のもの		19		11									
		平成27年3月31日以前のもの		18		10									
35	建築事業	平成27年4月1日以降のもの	94,500,000	21		19,845	13	257,985							
		平成24年3月31日以前のもの		23		12,650	11	139,150							
38	既設建築物設備工事業	平成27年4月1日以降のもの	55,000,000	23		3,049	14	45,735							
		平成24年3月31日以前のもの	13,860,000	22		5,912	15	88,680							
36	機械装置の組立て又は据付けの事業	平成27年4月1日以降のもの	(6,000,000) 22,000,000	23			9								
		平成24年3月31日以前のもの		40			9								
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		38			6.5								
		平成27年4月1日以降のもの		40			6.5								
37	その他の建設事業	平成24年3月31日以前のもの		22			9								
		平成27年3月31日以前のもの		21			7.5								
37	その他の建設事業	平成27年4月1日以降のもの		22			6.5								
		平成24年3月31日以前のもの		24			19								
37	その他の建設事業	平成27年3月31日以前のもの		23			19								
		平成27年4月1日以降のもの		24			17								
合 計				①		41,456		531,550							

注  
4 3 2 1  
事業報告書（様式第7号（甲））に記入した事業（工事）を、事業の種類ごとに合算し、本表により確定保険料を計算すること。  
前年度にメリット制が適用された事業については、メリット料率を記入のうえ確定保険料を計算すること。  
一般拠出金とは、石綿による健康被害の救済に関する法律第35条第1項に基づき労災保険適用事業主から徴収する拠出金（一般拠出金は事業（工事）開始時期が平成19年4月1日以降のすべての事業（工事）を徴収対象とする。）を徴収対象とする。

賃金で算定した額と労務費率で算定した額の合計

メリット制が適用されている場合は、**昨年度の労災保険率決定通知書**及びP.29の「一括有期事業メリット制適用事業場に対する労災保険率表」を参照しメリット率を記入の上計算してください。

一般拠出金は平成19年4月1日以降開始の工事のみ対象となります。

①(①を除いた合計)	③一般拠出金率	一般拠出金額 (②×③)
41,456 千円	1000分の 0.02	829 円

別添一括有期事業報告書の明細を上記のとおり総括して報告します。

平成 28 年 6 月 10 日

〇〇労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

1円未満の端数は切り捨て

住所 〇〇市〇〇 〇-〇-〇

事業主 株式会社〇〇工務店  
氏名 代表取締役

記名押印又は署名  
〇〇〇〇

作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号